

お知らせ

年金・申請等

国民年金保険料の納付にはお得な口座振替を

口座振替には、4月から翌

年3月までの1年分の保険料をまとめて納付することにより、3千550円(19年度予定)

が割引になる「前納制度」があります。また、通常その月の国民年金保険料は翌月末に指定口座より引き落としとなりますが、当月末に納付することにより月々の保険料が50円割引になる「早割制度」もあります。この前納制度と早割制度を希望する場合、申し出が必要となります。

なお、口座振替の確認等に1か月程度かかる場合がありますので、2月中に手続きを願います。(3月中の申し

2月(タウンミーティング) 車座集会のご案内

当日は、直接会場へお越しください。

車での来場はご遠慮ください。

秘書課(☎内線1261)

Table with 2 columns: とき (2月17日(土) 午後2時~4時 (18年度最終回)) and ところ (田無庁舎 502・503会議室)

出の場合、申し出の時期により口座振替が間に合わないこともあります。

口座振替は、郵便局等の各金融機関窓口、または社会保険事務所で受け付けています。

口座振替に関するお問い合わせは武蔵野社会保険事務所(☎0422・56・1411)へ。保険年金課(☎内線142、☎内線217)

公的個人認証サービスの電子証明書の発行の更新

現在インターネットを利用して行政機関へ申請手続等が行える電子申請が普及しています。電子申請を利用する際、他人による「なりすまし」や通信途中での「改ざん」が行われていないことを行政機関が確認する機能が必要になります。公的個人認証サービスとは、ICカード(住民基本台帳カード)に格納するやり方で電子証明書を交付し、この機能を提供するものです。

公的個人認証を利用した電子申請には、ICカードリーダー(市販)、住基カード等が必要となります。

電子証明書の有効期間は手続きの日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、国税の電子申告等の電子申請・届出に使うことができなくなります。更新希望者は手続きを行ってください。

現在の電子証明書が失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。電子証明書発行(新規/更新)の申請方法

受付場所 市民課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階) 受付時間 午前9時~11時 午後1時~4時30分

必要なもの 住民基本台帳カード 本人確認のために必要な書類(顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付した免許証、許可証、資格証明書等) 印鑑 発行手数料(500円)

市民課(☎内線146)

住民基本台帳カードの交付について

西東京市の住民基本台帳に現に登録がある方で希望する場合、申請により住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行します。(15歳未満の方の申請は、法定代理人による申請が可能です。親権の関係がわかる書類をお持ちください。)

住基カードにはAタイプ(氏名のみを記載)と、Bタイプ(住所、氏名、生年月日、性別および顔写真を記載)の2種類がありますので、どちらかを選んでください。

住基カードでは、住民票等自動交付機をご利用になれません。印鑑登録等による「西東京市民カード」とは異なり

ますので、ご注意ください。住基カードでできること

○写真つきのBタイプは、公的な身分証明書として利用できます。

○住民票の写しを他の市区町村で受け取れます。○転入・転出手続きを簡略化できます。

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付した免許証、許可証、資格証明書等

照会交付

顔写真の貼付してある証明書等をお持ちでない方は、照会書をご自宅に郵送する方法で本人確認をさせていただきますので、健康保険証等をお持ちください。

印鑑

写真(Bタイプのみ)：申請6か月以内に撮影した無帽、正面、無背景、縦4・5センチ横3・5センチ。写真裏側に氏名を明記

受付場所 無料で撮影ができます。

手数料 1件500円

その他 ○住基カードの有効期限は発行日から10年で、○市から転出等の理由で住所がなくなった場合や住基カードを変更した場合、住基カードは自動的に廃止となりますので、市に返納してください。○住基カードを紛失、破損等の場合は再交付申請ができます。カードを紛失、焼失し市に返納できない場合は、警察署に紛失届けを出したことを証明する書類が必要

です。再交付手数料は500円です。市民課(☎内線146)

福祉

民生委員・児童委員が委嘱されました

1月1日付で、欠員となっていた地区の民生委員・児童委員が委嘱されました。任期は平成19年11月30日までです。堅正(公)子(泉町二丁目1番三丁目担当 ☎423・4015)

保健福祉総合調整課(☎内線23)

介護保険の軽度者への特種寝台等の購入費助成

平成18年度の介護保険法の改正により、特種寝台の貸与が受けられなくなり、経過措置の対象となった方に、特種寝台等の購入費を助成します。対象 次のすべての対象に該当する方

18年3月31日時点で介護保険による特種寝台の貸与を受けていた方で、一定要件を満たす方

購入時に介護保険の要介護認定が軽度者(要支援または要介護1)の方

18年4月1日から19年3月31日までに特種寝台(サイドレールを含む)を購入し、19年3月31日までに申請をした方

助成品目 特種寝台(高さ調節できる機能以上のもの)およびサイドレール

サイドレールのみ購入は不可

助成額 特種寝台およびサイドレールの購入費合計額の10万円を限度とし、原則その2分の1を助成します。

所得により負担額は変わります。

学校・教育

「就学通知書は届きましたか」

市立小、中学校へ入学する



お子さんの保護者の方へ 就学通知書をお送りしています。まだ届いていない方は教育委員会へご連絡ください。

対象 小学校：平成12年4月2日から平成13年4月1日に生まれた方、中学校：平成6年4月2日から平成7年4月1日に生まれた方

私立・国立の小、中学校へ入学するお子さんの保護者の方へ

入学許可書、印鑑、就学通知書を持参のうえ、教育委員会学務課(保谷庁舎3階)で、区域外就学届の手続きを必ずしてください。

学務課(☎内線263)

募集

臨時給食調理員

勤務条件 4月~7月までの給食実施日 午前8時30分~午後4時(うち1時間休憩あり)、社会保険等あり

勤務場所 市内各小学校

賃金 時給950円

確定申告をする方へ

消費税が変わりました 平成16年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は、平成18年分の消費税の課税事業者となります。また、平成17年分の課税売上高が1,000万円を超えている方は平成19年分の消費税の課税事業者となります。

成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間に証券会社を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が1,000万円に達するまでのものに係る上場株式等の売却による所得は非課税となる特例があります。

課税事業者となる方は「課税事業者届出書」の提出が必要となります。株式を売却した方へ 平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間に証券会社を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が1,000万円に達するまでのものに係る上場株式等の売却による所得は非課税となる特例があります。の詳細については、東村山税務署(☎042-394-6811)へお問い合わせください。市民税課(☎内線1322)

課税事業者となる方は「課税事業者届出書」の提出が必要となります。株式を売却した方へ 平成13年11月30日から平成14年12月31日までの間に購入した上場株式等を、平成17年から平成19年までの間に証券会社を通じて売却した場合、選択により、その購入価額が1,000万円に達するまでのものに係る上場株式等の売却による所得は非課税となる特例があります。

年齢 昭和22年4月2日以降に生まれた方

報酬 時給1千400円

勤務条件 4月から1年間、平日の午前9時~午後5時(昼休み1時間)、週4日間

応募資格(社会教育主事等)等の詳細は、募集要項をご覧ください。

応募希望の方は、3月7日(水)までに保谷公民館に必要書類を持参。募集要項は公民館で配付中。市ホームページよりダウンロード可。保谷公民館(☎464・8211)



教育委員会の開催日

2時から とき 2月27日(火)午後2時から ところ 防災センター6階 講座室2